

第8回山形地方裁判所委員会議事概要

- 1 開催日時 平成19年2月19日(月)午後1時30分から午後4時まで
- 2 開催場所 山形地方裁判所会議室(5階)
- 3 出席委員 會田鋭一郎, 岡村稔(委員長), 押野浩, 北野通世, 寒河江浩二, 佐藤康平, 鈴木一夫, 鈴木晴男, 松岡由美子, 三浦元, 三澤栄治, 村形修子
- 4 列席職員 青柳吉昭事務局長, 小野隆之民事首席書記官, 佐々木正人刑事首席書記官, 高橋弘人事務局次長, 阿部朋巳山形家裁総務課長(庶務事務担当者)

5 議事要旨

(1) 山形地方裁判所長あいさつ

(2) 議題(テーマ)1「裁判員制度の広報の在り方について」

上記議題についての意見交換に先立って, 山形地方裁判所の事務担当者から, 次の各事項等について説明が行われた。

ア 内閣府が実施した「裁判員制度に関する特別世論調査(2月1日発表)」について

イ 1月27日に実施された「裁判員制度全国フォーラム2007 in 山形」の実施状況等について

ウ 裁判員として参加しやすい社会環境の整備へ向けた各団体等への働きかけについて

<主な意見等>

私が所属する大学では, 3年くらい前から, 刑事訴訟法のゼミで「裁判員制度」を取り上げている。今年度は, 裁判員制度についての公開講座の開催を予定している。また, 学生が自主的に開催している模擬裁判でも, 以前に裁判員裁判を実施したことがあり, かなりの反響があった。

刑事裁判への参加に不安を感じるとの国民の声の多くは, 刑事裁判に対す

る一般的な感想であって、裁判員制度についての正しい理解に基づく意見とはいえないのではないか。裁判員の役割は、裁判官が担っている役割とは異質のものであって、今後の広報においては、その違いをきちんとアピールしていく必要があると考える。

これまでに裁判所等が実施した模擬裁判やフォーラムなど、いくつかの広報行事に参加したが、広報への取組も本格的になってきたとの印象を持っている。世論調査の結果も、8割の人が制度を知っていると答えており、裁判員制度の認知度は上がっていると思う。また、「あまり参加したくないが義務であれば参加せざるを得ない」という回答については、負担感を感じながらも、参加によって国民の義務を果たそうという意識が醸成されてきたものと受けとっている。今後の広報では、より深く、より広く、特に若い人へ向けた積極的な働きかけが必要と考える。私としては、将来への期待を感じながら、世論調査の結果を見た。

裁判所からの説明にあったとおり、裁判員候補者の約5割が、企業などで働く勤労者であると推計されている。現在、上場企業を中心に裁判員制度導入後の対応について検討が進められているが、企業側の最大の関心事は、「休暇の取得の問題」と「従業員等が裁判に参加することによる事業への影響の程度」である。今後の広報の中では、「裁判員裁判の審理期間（日数）はどのくらいか。」、「辞退の理由となる『事業等に著しい損害が生じるおそれ』とはどのような場合か」などについて、できるだけ具体的に知らせることが重要だと考える。

裁判員として参加する裁判の審理日数について、最高裁判所の試算では、約7割が3日以内、約2割が5日以内と見込まれている。

山形商工会議所には約4000の会員が所属している。ある程度の規模の企業では有給休暇等の対応が可能であろうが、零細企業においては、事業への影響も大きく、裁判員制度の導入に当たって心配する声も聞かれる。

世論調査の結果から、次の2点を読み取ることができると思う。一つは参加意識についての問題で、世論調査の「義務なら参加せざるを得ない」という回答を、参加意識が高まったものととらえるのは、私は若干無理があると思う。最近、裁判員制度フォーラムへの動員問題が話題となったが、現代社会の風潮として、公益的なものへの関心が薄く、まだまだ参加意識は低いものと認識すべきである。今後、公益の精神を高める努力が必要だと思う。

もう一つは、「刑事裁判に参加する場合に感じる不安」についての回答で、上位二つの「自分たちの判決で被告人の運命が決まるため責任を感じる」と「冷静に判断できる自信がない」は、本質的な問題で、当然そう感じるだろうと思う。これらの不安を払拭することは難しいと思うが、この問題に、いかに対応して解決の道を探すのが、今後の課題だと思う。

世論調査などの読み方は非常に難しいが、私は「義務なら参加せざるを得ない」という回答を、むしろ健全な判断だと思う。人の運命に影響を与えるようなことを行うのに、不安を感じるのが当然で、不安なく参加する方が問題が多いと思う。裁判員として裁判に参加する人には、不安を持ちながらも参加していいんだという形での理解を求めよう、広報を進めるべきではないか。

国民が感じている負担感の軽減を図るための説明として、裁判員の役割として求められるのは、各人の疑問を裁判官にぶつけてもらうことなのだという説明をしてはどうか。また、一人一人の判断が求められているのではなく、裁判官も含めた9人全体で結論を出すシステムだということを理解してもらうことも重要だと考える。

実際の評議では裁判官のリードもあり、それに沿って考えていけば、何らかの意見が出ると思う。そのように考えれば、いくらか負担感も和らぐと思う。また、「疑わしきは被告人の利益に」という言葉があるが、迷ったときには、この言葉に沿って、疑問点を率直に提起していただければ良いのでは

ないか。

私が所属する団体では、昨年度から裁判員制度の学習会の取組を始めた。なかなか下部団体に浸透しないが、その中でも、若い人たちは、積極的に学習を進めているようである。仕事を持つメンバーからは、裁判に参加しやすい社会環境を早期に整備してほしいとの声が多く聞かれる。

以前、テレビで、イタリアの参審制を取り上げたドキュメンタリー番組を放送していた。番組では、当初は多くの不安を感じていた人が、周囲の理解もあって裁判に参加し、その経験を通じて社会的な意識が変わっていく様が描かれていた。このような姿を広報に活用することも参加意識を高める一つの方法だと思う。また、どんな説明をしても参加への不安は残ると思うが、ありのままの姿で裁判員になっていいんだということのPRも、あってよいのではないか。

これまで、裁判所・検察庁・弁護士会が合同で行った模擬裁判の様態を見てきたが、例えば「未必の故意」などの用語の問題にしても、一般の方には、やはり理解しにくい部分はあると思う。

模擬裁判で使用している記録は、これまでの刑事裁判手続をベースとして作成されている。裁判員裁判の模擬裁判を行うに当たっても、記録から離れることができないため、現時点ではいろいろと制約がある。実際に裁判員制度が導入されれば、様々な工夫がなされ、もっと分かりやすくなると思う。

裁判員制度の広報活動については、現時点では合格だと思う。今後は、国民のみんながやるべき、みんなの問題なんだという面を強くアピールしてはどうか。

制度について知っている人は増えたが、制度の意義について理解している人は少ないのではないか。私の周囲の人に聞いても、なぜ裁判員制度が導入されることになったのか、未だに腑に落ちないと感じている人は多い。

裁判員制度の導入で、国民の直接参加により、国民の権威を背景に裁判が

行われることになる。国民の参加により、裁判がより迅速で分かりやすくなり、その結果、裁判全体に対する国民の理解・信頼が深まると期待されている。また、国民が刑事裁判に直接参加するという制度は、諸外国でも多く採用されており、先進国では、職業裁判官だけで裁判が行われている国は少ないのが現状である。

裁判員裁判では、法廷の審理を始める前に、裁判官・検察官・弁護人の三者で「公判前整理手続」が行われる。これにより、重大事件についても、法廷での審理が始まれば、その後は短期間に終了することになると思われる。

裁判員制度の広報が始まって3年になるが、裁判所も様変わりしてきたと感じている。裁判員関連の資料等も徐々に具体的で分かりやすくなっている。理解者も増えていると思うが、3割以上もいる「義務でも参加したくない」人を少しでも減らすよう、今後とも広報の努力を続けてほしい。

裁判に参加するのに多少の不安感や緊張感も必要だとの意見もあったが、そういう見方もあるのだと気付かせられた。知識不足から生じる漠然とした不安は払拭する必要があるが、裁判に参加することに不安を持つことは、当たり前のことであり、大事なことでもあると思う。

(3) 議題（テーマ）2「望ましい裁判所の在り方について」

山形地方裁判所の事務担当者から、「来庁者アンケート」の実施について提案がなされ、調査項目案など実施計画について説明が行われた。

各委員から出された修正意見等を踏まえて調査項目及び実施要項を策定し（詳細は裁判所に一任）、4月から6月の間にアンケートを実施し、次回地方裁判所委員会で結果報告を行うこととなった。

(4) 次回の予定

来庁者アンケートの実施結果報告に基づき、「望ましい裁判所の在り方について」を議題として意見交換を行う。このほか、次回の議題（テーマ）について希望があれば、4月初旬ころまでに裁判所事務担当者あて提出することとなる。

った。

(5) 次回期日等

平成19年7月20日(金)午後